

農業委員会名簿

| 出欠席 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|------------------|---------|-----|
| 出席 | 会 長 | 渥 美 誠 | |
| 出席 | 副 会 長 (職務代理者) | 田 中 光 義 | |
| 出席 | 副 会 長 | 辻 義 則 | |
| 出席 | 副 会 長 | 伊 藤 豊 | |
| 出席 | 委 員 | 鷺 野 則 美 | |
| 出席 | 委 員 | 服 部 貢 | |
| 出席 | 委 員 | 浅 井 佐智子 | |
| 出席 | 委 員 | 三 輪 時 広 | |
| 出席 | 委 員 | 大 橋 一 之 | |
| 出席 | 委 員 | 加 藤 博 由 | |
| 出席 | 委 員 | 伊 藤 里 海 | |
| 出席 | 委 員 | 山 田 真 弘 | |
| 出席 | 委 員 | 日 榮 隆 広 | |
| 出席 | 委 員 | 加 藤 さゆみ | |
| 出席 | 委 員 | 沖 龍 彦 | |

事務局出席者

| 氏 名 | 氏 名 |
|--------------|---------|
| 産業振興課長（事務局長） | 清 水 直 樹 |
| 課長補佐（事務担当） | 伊 藤 光 |
| 主 査（事務担当） | 藤 田 佳 久 |
| 主 事（事務担当） | 礒 川 湧 生 |
| 主 事（事務担当） | 植 松 佑 太 |

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| 事務局長 | <p>1. 開催日時 令和4年8月22日（月） 午前9時00分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礪川湧生 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和4年8月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。</p> |
| 会長 | 《会長あいさつ》 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--------|----------------------------|----|--------|----------------------------|----|-------|---|----|------|-------------------------------|-----|--|------------------------------|----|--|-----------------------------|----|--|----------------------------------|----|----|-------------------------------|----|--|--------------------------------|----|
| <p>会長</p> | <p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 7番 大橋 一之 委員 議席番号 9番 伊藤 里海 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>決定第5号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> | 議案第12号 | 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ | 4件 | 議案第13号 | 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ | 4件 | 決定第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ | 3件 | 専決報告 | 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・ | 11件 | | 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願・・・・ | 1件 | | 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・ | 1件 | | 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2件 | 報告 | 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・ | 6件 | | 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1件 |
| 議案第12号 | 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ | 4件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第13号 | 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ | 4件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決定第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専決報告 | 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・ | 11件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願・・・・ | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・ | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告 | 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・ | 6件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》（1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>会長</p> | <p>只今、事務局より議案 第12号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>委員</p> | <p>議案番号2番について、受人の経営面積が表記されていないのはなぜなのか。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 愛西市外で農地を持つため表記がされておりました。 |
| 会長 | <p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成22年に愛西市で会社を設立し、自動車の販売・買取、板金・修理、自動車レンタカー業を営んでいます。業績は好調で年々事業を拡大しております。現在、西保町地内の車両置場を利用しておりますが、保管車両が増加し続けており、車両の置場所に困る状況になってきました。現在の場所には最大35台を保管している状況で、車両の入れ替え時の危険さや不自由さを感じておりました。そんな中隣地所有者の方に事情をお話したところ、譲っていただけることとなりました。申請地は、既存駐車場に隣接しているため効率的に使用することができ、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、父が経営する歯科医院に勤めております。これまでの経験を生かして新たな歯科医院を開業する運びとなりました。父は高齢なこともあり新たな患者の獲得を望んでいません。よって新たな患者の獲得を申請者が担うこととなります。また、従来医院では設置できなかった器具等の設置により、従来治療が困難だった患者の治療が新しい医院ではできるため、地域住民の健康に寄与することができると考えております。いろいろな物件を探しましたが、希望する物件はなかなか見つからず、地権者の合意を得られた土地は申請地だけでした。今般の申請にて申請地を買い受け、歯科医院を建築する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の借家にて夫婦で生活しており、間もなく出産予定です。子どもが成長すると手狭になるため、自己用住宅を建築することを計画しました。申請者夫婦は自己所有地がないため、両親に相談したところ父が所有する唯一の土地への分家住宅の建築を勧められました。申請地は本家や勤務先にも近く、環境が申し分なく、周辺農地への影響も少ない土地です。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の借家にて夫婦と子ども1人の3人で生活しております。子どもは社会人となり、近い将来独り立ちすると見込まれます。今後の生活及び資産形成について夫婦で話し合ったところ、借家ではなく自己の持ち家を持つという結論に至りました。両親に相談したところ父が所有する申請地への建築を勧められました。申請地は本家にも近く、両親の老後を手助けできるため、最善地と判断しています。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p> |
| 会長 | <p>只今、事務局より議案第13号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第2号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から3番、全体筆数は12筆、面積は8,843㎡です。1番から3番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっております。耕作人として、3名の方々が借り受けております内容につきましては、作物は 水稻、レンコンです。愛知県知事同意は令和4年8月4日、愛知県農業振興基金同意は令和4年8月8日、公告年月日は令和4年8月31日、契約開始年月日は令和4年9月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>只今、事務局より決定第 5号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から11番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、11件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、1件の届出を事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・所在地、地目、面積、事由、現地確認年月日、証明年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類及び現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>会長</p> | <p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会長 | 続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、6件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。</p> |
| 会長 | 只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 |
| 委員 | 農地改良届について、現地を確認し撮影したが、埋めている土が野菜を栽培するものとは思えないため農業委員会として動くことはあるか |
| 事務局 | 事務局でも現地の確認、写真の確認を行っており、指導対象として考えている。 |
| 委員 | 昨年度新規就農の申請時に米を作付予定で現在に至るまで何も作付けしていなかったため、これからの新規就農の際に何かしらの制約を設けることは可能か。 |
| 事務局 | 弁護士相談する等して、法律の面で取り締まって農地の有効活用してもらうように相談する。 |
| 委員 | 新規就農の審査に何かしらのハードルを設けられないか。 |
| 事務局 | 農地法第3条に関しては書類審査が中心となるため、要件がそろっている以上通さなければならないが、その後に関しては農業委員会での指導が大事。ただし新規就農時にハードルを設けることは法律に触れる可能性がある。 |
| 委員 | 杜撰な計画で申請をする者に対してはどのように対処すべきか。 |
| 事務局 | それも含めて弁護士へ相談をする予定 |
| 委員 | 農業委員会としての力が弱いため、県とも協力して問題を対処して欲しい。 |
| 事務局 | 検討します。 |
| 委員 | 立石町でコンテナの作業場を勝手に設置している所は強制撤去はできないものか。 |

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 事務局 | コンテナについては、撤去をするように本人へ指導中です。 |
| 会長 | その他、宜しいでしょうか。 |
| | それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 |
| | これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 |
| | (終了 午前9時25分) |

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年8月22日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 7番委員 大 橋 一 之

議事録署名者

議席番号 9番委員 伊 藤 里 海